

EPO審判部、クレームの解釈における明細書及び図面の参酌について拡大審判部に付託

2024年7月1日

JETRO デュッセルドルフ事務所

EPO審判部は、EPO技術審判合議体が2024年7月1日、EPC第69条（保護の範囲）第1項（以下※）におけるクレームの解釈における明細書及び図面の参酌について、拡大審判部に質問を付託した旨、プレスリリースにて公表した。

本プレスリリースの概要は以下のとおりである。

EPC第112条(1)(a)（以下※）に基づき、技術審判合議体3.2.01は、[中間審決T 439/22](#)により、拡大審判部に以下の質問を付託した（[G 1/24](#)の下で係属中の付託）：

1. EPC第52条から第57条に基づき発明の特許性を評価する際、クレームの解釈についてEPC第69条第1項第2文及びEPC第69条の解釈に関する議定書第1条<sup>1</sup>を適用するか？
2. 特許性を評価するためにクレームを解釈する際、明細書及び図面を参酌してもよいか？参酌する場合、これは一般的に行ってもよいか、当業者がクレームを単独で読み、不明確又は曖昧であると判断した場合にのみ行ってもよいか？
3. 特許性を評価するためにクレームを解釈する際、明細書に明示的に記載されている、クレームで使用される用語の定義又は類似の情報を無視してもよいか？

上記中間審決においては、新規性、進歩性及び記載要件等の特許性判断にあたってクレームを解釈する場合に、明細書及び図面を参酌できる法的根拠を第69条第1項第2文（明細書及び図面は、クレームを解釈するために用いられる）とできるのかという点、クレームの解釈にあたって明細書及び図面はどのような場合に参酌するのかという点、クレーム解釈

---

<sup>1</sup>（仮訳）EPC 第 69 条の解釈に関する議定書第 1 条 一般原則

第 69 条は、欧州特許によって付与される保護の範囲は、クレームに使用されている文言の厳密な文字通りの意味によって定義されるものと理解され、明細書及び図面はクレームに見られる曖昧さを解消する目的でのみ使用されることを意味するものと解釈されるべきではない。また、クレームはガイドラインとしてのみ機能し、実際に付与される保護は、当業者が明細書と図面を検討した結果、特許権者が予期した範囲にまで及ぶ可能性があることを意味するものと考えられるべきではない。それどころか、特許権者のための公正な保護と第三者のための合理的な程度の法的確実性とを両立させる、この両極端の間の位置を定義するものと解釈されるべきである。

<https://www.epo.org/en/legal/epc/2020/protinta69.html>

において、明細書及び図面を参酌したときに、(例えば、明細書の記載により、クレームに記載された用語が通常の意味とは異なって定義されている等) どのような場合には明細書及び図面の記載を採用しないことが許容されるのかという点、について統一的な適用を確保するため、拡大審判部に付託することが適切である旨述べている。

EPOでは、クレームに記載された用語の解釈について、明細書において、明示した定義等によって用語が特別の意味を有する旨が示されている特定の場合を除き、当該技術分野における通常の意味及び範囲を与えるものとされ、そのような特別な意味を有する場合は、できる限りクレームの文言のみで意味が明瞭になるように、クレームの補正が求められるとされている ([EPC Guidelines, F-IV, 4.2](#))。

上記中間審決にも記載されているとおり、クレームの解釈においては、従来の審決では様々なアプローチがとられていたが、今回の付託によって、法的根拠や適用範囲等について、一般原則的な回答が得られるかが注目される。

(※：参考仮訳)

#### EPC第69条 保護の範囲

- (1) 欧州特許又は欧州特許出願により与えられる保護の範囲は、クレームによって決定される。ただし、明細書及び図面は、クレームを解釈するために用いられる。
- (2) (略)

#### EPC第112条 拡大審判部の審決又は意見

- (1) 法律の一様の適用を確保するために、又は重要な法律問題が生じた場合は、
  - (a) 審判部は、事件についての手続が係属中に自ら又は審判手続の当事者の請求により、上記目的のために審決を必要とすると認める場合は、問題を拡大審判部に付託する。審判部が請求を却下した場合は、審判部は、最終審決において却下の理由を示す。
  - (b) 欧州特許庁長官は、2の審判部が法律問題について異なる決定をした場合は、拡大審判部にその問題を付託することができる。
- (2) (1)(a)に該当する場合は、審判手続の当事者は、拡大審判部の手続の当事者となる。
- (3) (1)(a)にいう拡大審判部の審決は、問題となった審判事件について審判部を拘束する。

— EPO 審判部のプレスリリースは、以下参照 —

[Referral to the Enlarged Board of Appeal – G 1/24 \("Heated aerosol"\)](#)

(以上)